

# 令和6年度大阪地方最低賃金審議会

## 第362回総会 会議次第

令和6年10月17日（木） 午前10時30分  
（大阪合同庁舎第4号館4階 講堂）

1 開 会

2 議 事

（1）大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について

（2）令和6年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について

（3）その他

3 閉 会



令和6年10月17日

大阪労働局長  
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。

写

令和6年10月17日

大阪労働局長  
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基 0702 第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車小売業最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかつたので答申する。

大阪地方最低賃金審議会第362回総会

(令和6年度 第5回総会)

資 料 目 次

資料 1	令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	1
資料 2	令和6年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	3
資料 3	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）	5
資料 4	大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）	7
資料 5	大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書	9
資料 6	大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	11
資料 7	大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	13
資料 8	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	15
資料 9	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	17

## 令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和6年7月2日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

## 記

## 地域別最低賃金専門部会

## 1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

## 2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

## 3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

## 4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

## 特定最低賃金専門部会

## 1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

## 2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

### 3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

### 4 審議の基本方針

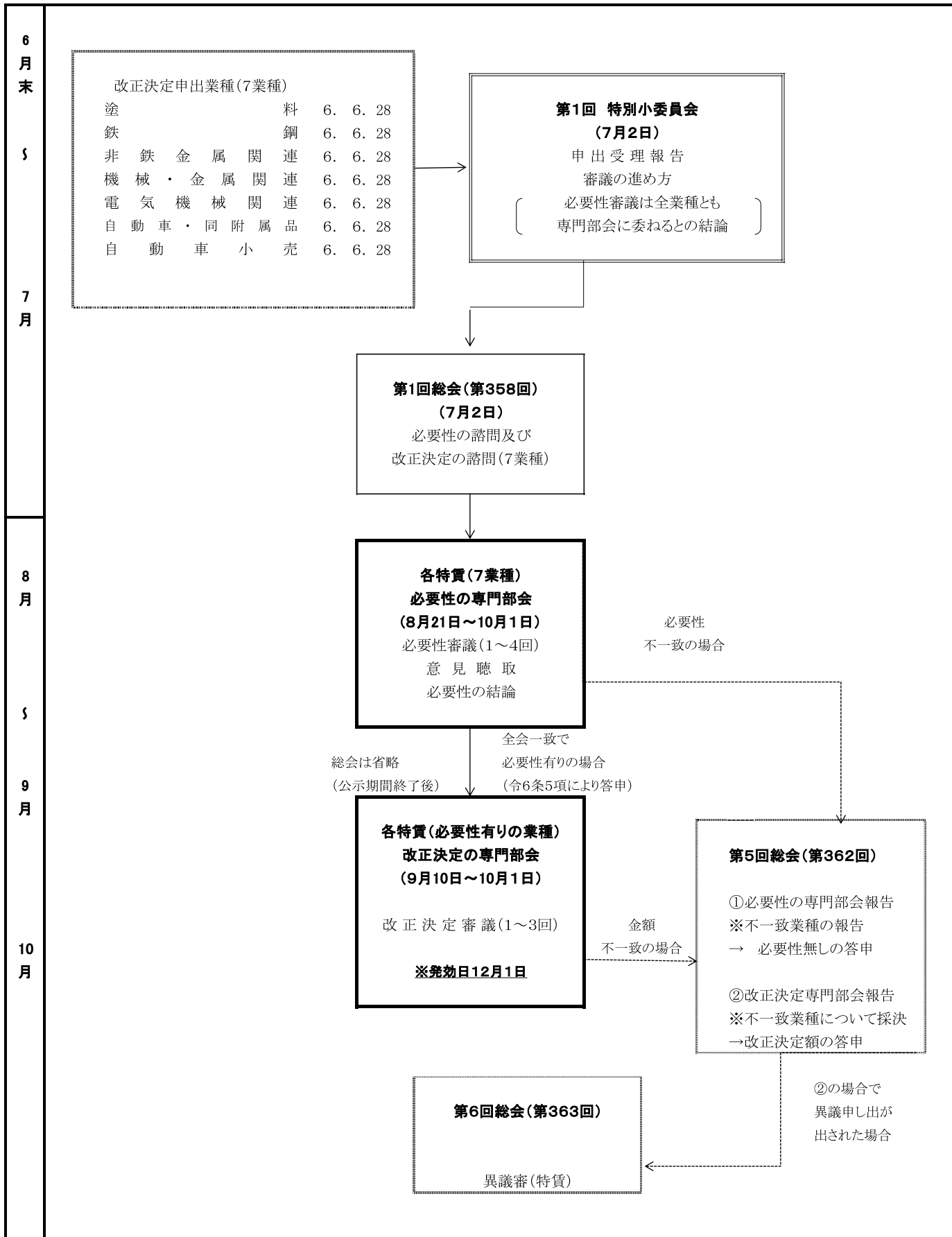
(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来 of 経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

### 5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和6年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ







令和6年10月1日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府非鉄金属製造関連産業  
最低賃金専門部会  
部会長 北川 亘太

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったもので必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。



令和6年9月26日

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府自動車小売業  
最低賃金専門部会  
部会長 岸本 佳浩

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。



令和6年9月19日

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府鉄鋼業  
最低賃金専門部会  
部会長 村上 礼子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、公益一任による全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
大阪府の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,120円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年12月1日



令和6年9月27日

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府機械・金属製品製造関連産業  
最低賃金専門部会  
部会長 北川 亘太

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,127円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日



令和6年9月30日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府塗料製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 表田 充生

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
大阪府の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ ラベルはりの業務
    - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,120円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年12月1日

令和6年9月30日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府自動車・同附属品製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 岸本 佳浩

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
大阪府の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,119円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年12月1日

令和6年10月1日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府電気機械器具製造関連産業  
最低賃金専門部会  
部会長 表田 充生

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機  
械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
大阪府の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ 手作業による包装又は袋詰め業務
    - ハ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,127円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年12月1日

令和 6 年 10 月 17 日

大阪労働局労働基準部賃金課

## 令和 6 年度

## 大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について

令和6年8月1日 答申 附帯事項

関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

（政府への要望）

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月）の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

（大阪労働局への要望）

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

(政府への要望に対する取組)

- ② **中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること**

中小企業省力化投資補助金においては、令和6年9月27日に改正され、リース製品の追加や報告期間が補助事業の終了後5年間から3年間へ変更されるなど要件を緩和。

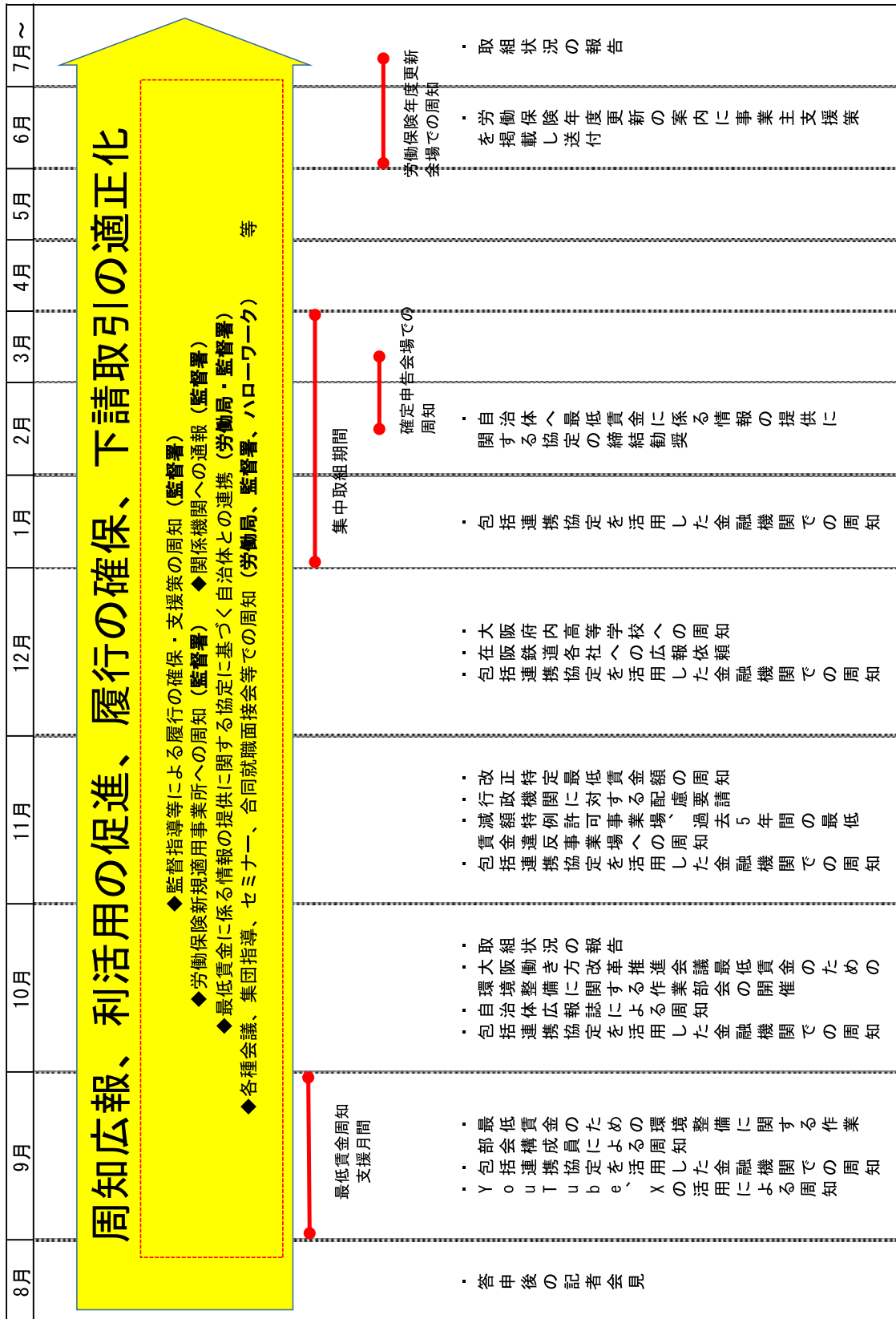
- ④ **適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月)の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること**

9月を価格交渉促進月間とし、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施。月間終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施。



(大阪労働局への要望に対する取組)

令和6年度 答申附帯事項の取組のための実施計画



周知広報、利活用の促進、履行の確保、下請取引の適正化

- ◆ 監督指導等による履行の確保・支援策の周知 (監督署)
- ◆ 労働保険新規適用事業所への周知 (監督署) ◆ 関係機関への通報 (監督署)
- ◆ 最低賃金に係る情報の提供に関する協定に基づく自治体との連携 (労働局・監督署)
- ◆ 各種会議、集団指導、セミナー、合同就職面接会等での周知 (労働局、監督署、ハローワーク) 等

●周知広報・履行確保、支援策利活用の促進（通年）

- ・最低賃金の円滑な履行確保を図るためには、発効される改正額についての確に周知するとともに、業務改善助成金等の賃上げ支援策のさらなる活用促進を図ることが重要である。そのため、局が主催する会議等、労働基準監督署における監督指導・集団指導・企業訪問支援・労働保険新規加入手続等、ハローワークにおける求人受付等、あらゆる機会を活用して局を挙げて取り組むとともに、マスメディアの活用や関係機関とも連携して、効果的な周知広報に取り組む。
- ・賃金不払いをはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による定期監督において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況の確認を行う。賃金支払いが履行されず、労働基準監督署による度重なる指導でも是正しない事業場や定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分も含めて厳正に対応する。

●下請取引の適正化（通年）

- ・監督指導等において、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行う。

●「最低賃金周知・支援月間」の実施（9月）

- ・官報公示日から発効日までの期間において、改正された大阪府最低賃金、業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策の周知・利活用の促進について集中的に取り組む。

●大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会の開催(10月)

- ・地方自治体や関係団体と連携し、改正された最低賃金及び中小企業・小規模事業者への支援策を周知し、支援策の利活用促進を図る。

●行政機関に対する配慮要請の実施（11月）

- ・民間企業に業務委託等を行う場合、契約期間中の最低賃金額改正によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪府内自治体、在阪する国の行政機関や独立行政法人に対して配慮要請を行う。

●自治体に対する最低賃金に係る情報提供に関する協定の締結勧奨（2月）

- ・自治体が発注する業務委託契約を受注した事業者等に雇用される労働者の最低賃金の履行確保の強化を目的とする情報連携のための協定について、協定未締結の自治体に締結に向けた働きかけを行う。

●集中取組期間の実施(1～3月)

- ・最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備のため集中取組期間（1月～3月）を設け、最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行う。

①大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

1 既に取り組を行ったもの

(1) 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載を依頼



(2) マスメディアを通じた周知広報



令和6年8月8日 答申



答申後の記者会見



テレビCM

(3) 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関での周知

- ・大阪信用金庫において、電子掲示板による情報発信
- ・池田泉州銀行大阪府内各支店（84ヶ所）において、大阪労働局版リーフレットを配架



大阪信用金庫での電子掲示板による周知

#### (4) ポスター・リーフレット等による周知

・厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。10月4日現在の配布枚数

- ・大阪労働局版リーフレット 約 38,500 枚
- ・厚生労働省版リーフレット 約 48,000 枚
- ・パンフレット 約 7,800 枚
- ・ポスター 約 2,100 枚



厚生労働省版 リーフレット



大阪労働局版 リーフレット



35歳以上のミドル世代のための  
合同企業説明会



障害のある方対象 就職面接会



ハローワーク大阪東



Bridge 9月号  
(大阪中央労働基準監督署・ハローワーク大阪東)

## 2 取組予定のもの（画像はいずれも令和5年度分参考）

- (1) 過去5年間違反事業場・減額特例許可事業場への周知（11月予定）
- (2) 在阪鉄道各社へ主要駅でのポスター掲出を依頼（12月予定）
- (3) 近畿2府4県最低賃金一覧リーフレット作成、同地域内で共有  
(近畿2府4県確定後)
- (4) 確定申告会場等での周知（2月予定）



京阪（淀屋橋駅）



泉北高速（泉ヶ丘駅）



西成税務署

## 3 履行確保の取組

改正最低賃金の発効後は、監督指導等において法違反を認めた場合は是正指導を行っている。また、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備を行うため、今年度1月から3月までを「集中取組期間」とし、大阪府内の全労働基準監督署において、最低賃金の遵守徹底を図り、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施を予定。

② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

## 1 令和6年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組を実施

- (1) プレスリリースし、大阪労働局の取組について周知



プレスリリース



月間ポスター



(2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用の促進。

(3) 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員へ周知協力要請

(4) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催



セミナー案内

(5) 9月上旬、労働基準監督署では、最低賃金引上げによる影響率の高い業種のうち小規模事業場を中心に、改正最低賃金額や各種支援策についての資料を送付。その後速やかに、署の職員が当該事業場に直接電話にて説明することにより、周知や利活用の勧奨を実施。



(6) ハローワークでは、求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知。加えて、マイページ登録事業所については、改正最低賃金額、賃金引上げに係る支援策等についても周知を図った。また、10月1日以降有効な求人のうち、改正最低賃金額を下回る事業所に対して、10月以降の求人票の賃金額の見直しについて指導を行った。

(7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った。

(8) メーリングリストを活用し、労働保険事務組合へ改正額と事業主支援策について情報の発信をし、周知及び利活用の促進を図った。



(9) 大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信。

大阪労働局

YouTube (ショート動画)

(10) 助成金センターと連携し、支給決定通知書に大阪労働局版リーフレットを同封。

【新規】

## 2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

助成金の活用、生産性の向上、働きがいを高める賃上げ策などの相談に、電話・メール・個別出張訪問等希望に応じて対応。経営相談等に関する相談の場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点への取次ぎを行っている。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (8月末)
相談件数	2,204	2,303	728
セミナー開催数(回)	159	243	50
セミナー参加者数(人)	5,236	6,558	1,495
訪問コンサルティング(件)	1,290	2,111	737

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

## 3 労働基準監督署における取組

各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施。

## 4 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会を通じた連携

- ・ 令和元年5月に設置された本作業部会は、関係団体・関係省庁との連携を強化し、最低賃金や各省庁の支援策を横断的に周知できるよう設置されたもの。
- ・ 「最低賃金周知・支援月間」では、作業部会構成員へ大阪労働局版リーフレット、支援策リーフレット等を送付し、作業部会構成員から各傘下企業・団体等へ周知していただくよう協力要請を行った。
- ・ 今年度は令和6年10月18日に作業部会を開催予定。

## 5 支援策活用状況

### (1) 厚生労働省関連

名 称		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (8月末)
業務改善助成金	申請件数	510 件	1,529 件	664 件
	実績件数	370 件	1,117 件	236 件

働き方改革推進支援助成金 ※成果目標を賃金引き上げとして いるもの	申請件数	46 件	105 件	76 件
	実績件数	37 件	76 件	51 件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース、賃金規 定等共通化コース)	申請件数	228 件	387 件	499 件
	実績件数	208 件	296 件	187 件
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース 令和 5 年 10 月制度開始)	計画書提出 件数	—	986 件	806 件
人材開発支援助成金	申請件数	4,936 件	4,922 件	2,888 件
	実績件数	4,760 件	4,461 件	2,238 件
人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース、テレ ワークコース)	申請件数	6 件	6 件	2 件
	実績件数	6 件	6 件	1 件

## (2) 経済産業省関連

名 称	令和 4 年度 採択件数	令和 5 年度 採択件数	令和 6 年度 採択件数 (8 月末)
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補 助金)	1,940 件	2,491 件	625 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導 入補助金)	4,914 件	6,788 件	3,219 件
中小企業等事業再構築促進事業	2,525 件	1,972 件	10 月下旬 採択発表
中小企業省力化投資補助金			未公表

## 6 今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金の周知と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図っていく。

**③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること**



## 1 自治体等への文書による配慮要請

厚生労働省労働基準局長から、例年の改定額、支援施策の周知・広報等の要請に加え、本年度より労務費の適切な価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県知事・政令指定都市市長あてに発出。

大阪労働局においても、大阪労働局長と大阪府知事の連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書を送付予定。

## 2 今後の取組

現在、締結している大阪市、堺市、枚方市との最低賃金違反にかかる情報の提供について、引き続き的確に運営する。これら以外の市町村については、協定の締結の働きかけを行っていく。

④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

### 1 関係省庁との連携

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金についても紹介。

### 2 労働基準監督署における取組

労働基準監督署は事業場に監督指導等を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報を行っている。

### 3 今後の取組

今年度についても、1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行う。

**⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること**

現在の取組状況等について厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図る。